



令和2年1月30日

## 「函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議」が 函館開発建設部管内で第1号の道路協力団体に指定！

～道路協力団体指定証の交付式を行います～

北海道開発局では、国が管理する国道について、道路協力団体制度<sup>注</sup>が創設されて4回目となる公募を令和元年10月から行い、12月25日に「函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議」を道路協力団体に指定しました。

つきましては、道路協力団体指定証の交付式を同団体実施イベントに合わせて下記のとおり行いますので、お知らせします。

### 記

- 1 日 時 令和2年2月1日（土）17：00～
- 2 場 所 五稜郭タワー1Fアトリウム（函館市五稜郭町43-9）（別紙1参照）
- 3 指定団体 函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議（別紙2参照）

※指定証の交付は公開で行いますので、報道関係者の皆様は16時50分までにお越しください。

※当日17：00から、五稜郭公園において、指定団体主催による『シーニックdeナイト2020』が開催されます。

注）道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。

【道路協力団体HP】<http://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

※函館開発建設部では、シーニックバイウェイ北海道の取組を支援しています。

詳細は、シーニックバイウェイ北海道推進協議会ホームページをご覧ください。

[https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou\\_kei/ud49g700000nOut.html](https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou_kei/ud49g700000nOut.html)

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

道路計画課長 谷内<sup>たにうち</sup> 敬功 (0138)42-7614 (内線351)

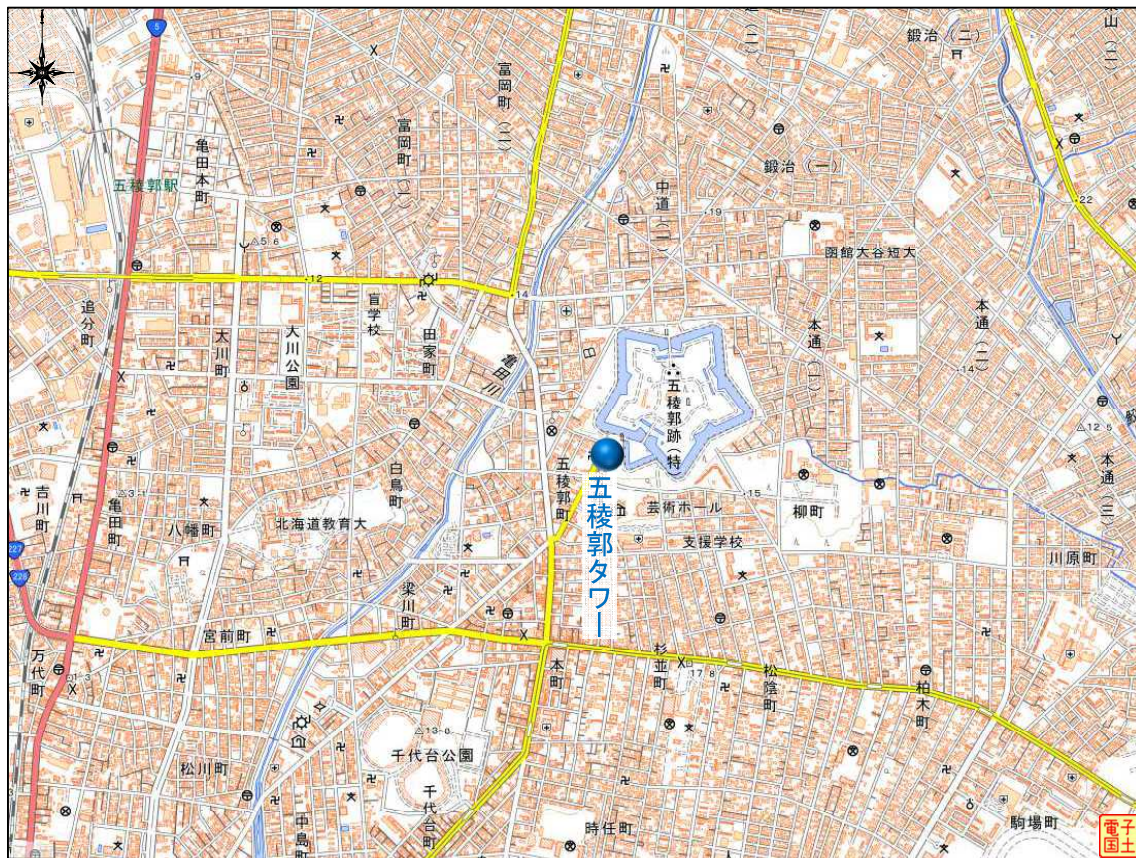
広報官 花上<sup>はなうえ</sup> 真美 (0138)42-7702 (内線216)



函館開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/>

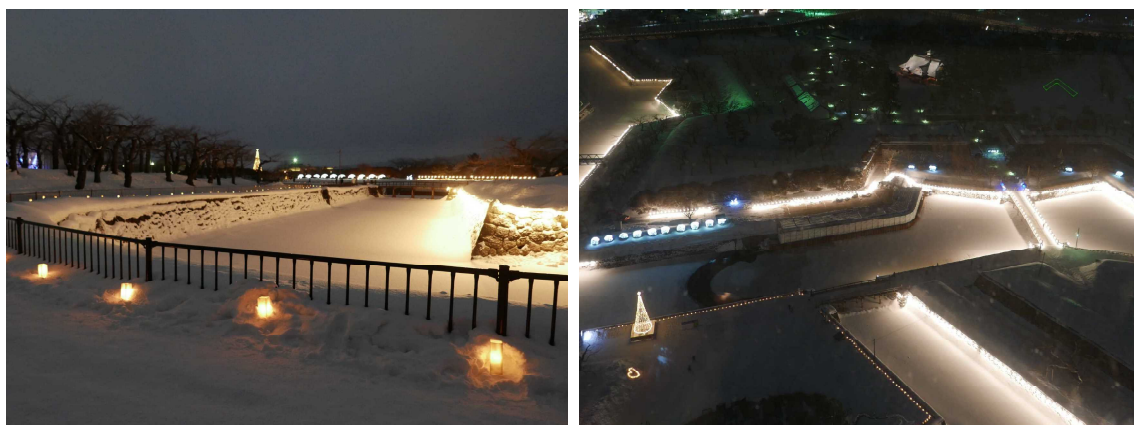
# 道路協力団体指定証交付式の実施について

- 1 日 時 令和2年2月1日(土) 17:00～
- 2 場 所 五稜郭タワー1Fアトリウム(函館市五稜郭町43-9)



- 3 指定団体 函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議

※ 当日17:00～19:00に、シーニックバイウェイ北海道「函館・大沼・噴火湾ルート」は、五稜郭公園において、地域の皆さんによる手作りのワックスキャンドル約1,400本を温かく灯す『シーニックdeナイト2020』を実施します。  
(天候によっては、中止となる場合があります。)



▲ 昨年度に実施したシーニックdeナイト2019の五稜郭公園の様子

# 道路協力団体指定の状況(北海道開発局管内)

別紙2

指定番号	指定年月日	道路協力団体に指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(北海道開発局)札幌第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	ウインターライフ推進協議会	札幌市北区北11条西2丁目2-17
国(北海道開発局)札幌第2号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	札幌大通まちづくり株式会社	札幌市中央区南1条西4丁目13
国(北海道開発局)札幌第3号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	札幌シーニックバイウエイ藻岩山麓・定山溪ルート運営代表者会議	札幌市中央区宮の森1条8丁目3-31(更新)
国(北海道開発局)小樽第1号 国(北海道開発局)室蘭第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	支笏洞爺ニセコルート代表者会議	有珠郡壮瞥町字滝之町384-1
国(北海道開発局)網走第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	東オホーツクシーニックバイウエイ連携会議	網走市南2条西5丁目1(更新)
国(北海道開発局)留萌第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	萌える天北オロロンルート運営代表者会議	苫前郡苫前町字古丹別195
国(北海道開発局)帯広第1号	平成29年12月18日 (初回指定平成29年12月18日)	令和2年12月17日まで	十勝シーニックバイウエイ十勝平野・山麓ルート代表者会議	河東郡鹿追町新町1丁目43
国(北海道開発局)釧路第1号	平成31年1月18日 (初回指定平成31年1月18日)	令和4年1月17日まで	釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウエイルート運営代表者会議	釧路市新川町1-7
国(北海道開発局)帯広第2号	令和元年12月25日 (初回指定令和元年12月25日)	令和6年12月24日まで	十勝シーニックバイウエイ南十勝夢街道ルート代表者会議	河西郡中札内村大通南2丁目24
国(北海道開発局)函館第1号	令和元年12月25日 (初回指定令和元年12月25日)	令和6年12月24日まで	函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議	函館市富岡町1丁目5-11

今回の指定

※下線部: 指定更新申請に伴う変更箇所

# 道路協力団体活動概要(北海道開発局函館開発建設部管内)

法人等名称:函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議(平成18年11月13日指定)

指定区間: 国道5号(函館新道)KP7.7~8.2 函館市桔梗町418番地先~同市同町434番地先 延長約0.5km

業務内容:(1号業務)道路沿道での植栽及び美化、並びに除雪ステーションでの樹木管理及び清掃活動  
(2号業務)除雪ステーションでの物販活動



①: 道路沿道での植栽及び美化活動



②: 除雪ステーションでの樹木管理、清掃活動及び物販活動

## 【団体の概要、業務内容】

函館・大沼・噴火湾ルートは、平成18年に認定され、31団体で構成。  
道路沿道での植栽活動や美化、観光地等での清掃を実施。収益により道路の維持管理を充実。

# 「道路協力団体制度」が創設されました。

## 1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

## 2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

## 3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 24）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。  
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
  - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの  
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
  - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場  
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
  - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具  
(例：シェアサイクル施設)
  - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの  
(例：掲示板)
  - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等  
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
  - 6) 食事施設、購買施設等  
(例：オープンカフェ、マルシェ)
  - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等  
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。  
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。  
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。  
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査の上、道路協力団体に指定します。

